

平成31年4月

定例総会（拡大委員総会）  
議事録

松本市農業委員会

1 日 時 平成31年4月26日（金）午後2時00分から午後5時02分

2 場 所 議員協議会室（松本市役所 東庁舎3階）

3 出席委員

(1) 農業委員 22人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 青木 秀夫 | 2番  | 中條 幸雄 |
| 3番  | 竹島 敏博 | 4番  | 百瀬 道雄 |
| 5番  | 中川 敦  | 6番  | 金子 文彦 |
| 7番  | 小林 弘也 | 8番  | 河西 穂高 |
| 9番  | 丸山 茂実 | 11番 | 窪田 英明 |
| 12番 | 塩原 忠  | 13番 | 田中 悦郎 |
| 14番 | 柳澤 元吉 | 15番 | 長谷川直史 |
| 16番 | 河野 徹  | 17番 | 濱 博   |
| 18番 | 前田 隆之 | 19番 | 橋本 実嗣 |
| 20番 | 古沢 明子 | 21番 | 波多腰哲郎 |
| 25番 | 上條信太郎 | 26番 | 堀口 崇  |

(2) 推進委員 17人

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 推1番  | 大月 國晴 | 推2番  | 朝倉 啓雄 |
| 推3番  | 大澤 好市 | 推5番  | 太田 辰男 |
| 推6番  | 赤羽 武史 | 推7番  | 村沢 由夫 |
| 推8番  | 上條 博志 | 推9番  | 田中 武彦 |
| 推10番 | 中平 茂  | 推11番 | 上條 一利 |
| 推12番 | 堀内 俊男 | 推13番 | 上條 信  |
| 推14番 | 丸山 寛実 | 推15番 | 波田野裕男 |
| 推16番 | 波場 秀樹 | 推17番 | 森田 大樹 |
| 推18番 | 中澤 一海 |      |       |

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 10番 | 岩垂 治  | 22番 | 三村 晴夫 |
| 23番 | 塩野崎道子 | 24番 | 二村 喜子 |

(2) 推進委員 1名 推4番 竹内 益貴

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第1号～第4号）
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件……………（議案第5号～第7号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第8号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第9号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第10号～第14号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- ウ 公共事業の施行に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件
- キ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件
- ク その他

6 議 事 (その他農業委員会業務に関する事項)

(1) 議 案

- ア 平成30年度松本市農業委員会業務報告…………… (議案第15号)
- イ 平成31年度松本市農業委員会業務計画 (案) …………… (議案第16号)
- ウ 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに  
平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定…………… (議案第17号)

(2) 報告事項

- ア 松本市農業者年金協議会総代会の開催について
- イ 本年度“農業施策に関する意見書”の取組みについて
- ウ 平成31年度農業委員会事務局及び農林部の職員体制について
- エ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

|   |      |              |       |       |
|---|------|--------------|-------|-------|
| 8 | 出席職員 | 農業委員会事務局     | 局 長   | 山田 賢司 |
|   |      | 〃            | 局長補佐  | 板花 賢治 |
|   |      | 〃            | 局長補佐  | 清澤 明子 |
|   |      | 〃            | 局長補佐  | 川村 昌寛 |
|   |      | 〃            | 主 査   | 大内 直樹 |
|   |      | 〃            | 主 査   | 高橋千恵子 |
|   |      | 〃            | 主 任   | 青柳 和幸 |
|   |      | 〃            | 事 務 員 | 大島のぞみ |
|   |      | 農 政 課        | 主 事   | 川嶋 遥  |
|   |      | 西部農林課        | 主 査   | 赤羽 誠  |
|   |      | 松本農業改良普及センター | 課長補佐  | 小川 章  |

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 小林会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

## 12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 25番 上條信太郎 委員  
26番 堀口 崇 委員  
〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

## 13 会議の概要

### 議長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第1号 農用地利用集積計画の決定の件について上程をいたします。

初めに、議案を掲載されている新規就農者について、事務局から説明をし、その後、農政課から議案内容について説明していただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

青柳主事。

### 青柳主事

お世話になります。農業委員会事務局の青柳と申します。

では、今月の議案にのっております新規就農者につきまして、私から説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず、議案の29ページをごらんください。

今月の新規就農者ですけれども、2名いらっしゃいますので、それぞれご紹介させていただきます。

では、まず整理番号1番、〇〇〇〇様になります。〇〇様ですが、ご住所は山形村になりまして、今回権利取得をする農地につきましては、波田地区の1筆、2, 168平米を借り入れ予定となっております。また、就農の目的につきましては、農産物の出荷等を行うということでお話をいただいております。栽培予定品目につきましては、長芋ということでお話をちょうだいしてございます。また、出荷先はJA、販売量につきましては6トン、販売金額につきましては120万円を現在、見込んでおります。

また、この〇〇様の農業経験に関してですけれども、山形村で里親研修を受けられた後、1年間、山形村で営農をされまして、今回松本市で初めて権利設定をするということで、新規就農届を出していただいたというような経緯がございます。

そのほか事項としまして、ご自宅から農地までの通作距離につきましては、約3キロ、また軽トラをご自身で所有しているほか、里親の研修先のほうから複数の農機具を借用して営農するというお話でございまして、ぜひご紹介いただければと存じます。

では、議案ですけれども、3ページの68番、こちらの筆になりますので、ご承知おきいただければと存じます。

最後に、こちらの方の新規就農届出書ですけれども、波多腰農業委員から署名をちょうだいしておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、29ページに戻りまして、続きまして整理番号2番、〇〇〇様になります。〇〇様ですけれども、ご住所は笹賀地区、農地の所在地区につきましても同様の笹賀、今回借り入れるのは2筆、1,459平米になります。就農の目的につきましては、自家消費を中心とする営農ということでお話をちょうだいしております、自宅で使う稲を育てていくということでお話をいただいております。

〇〇様ですが、農業経験ですけれども、笹賀地区内の一般農家で、水稻のお手伝いを2年間ほど経験されておりました、その伝手の中で今回の農地を借りてほしいというお話があって、就農をしたという経過がございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案のほうですけれども、6ページの57番になりますが、申しわけありません。こちら、1件だけご連絡を事前にさせていただくんですが、この57番の作物名が議案上、野菜となっておりますが、正確には水稻となりますので、よろしくお願ひいたします。

また、地目は畑という形で表記はされておりますが、〇〇様が使用する農地は登記地目が畑で、現況が田んぼという状態になっているということでご承知おきいただければと存じます。

最後に、こちらの新規就農届ですけれども、笹賀地区の岩垂農業委員、それから村沢推進委員からそれぞれご署名をちょうだいしておりますので、ご報告させていただきます。

では、今月の新規就農者の説明につきましては以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして、地元委員からの補足がありましたら、お願ひいたします。

村沢委員

2番目の〇〇さんの件ですけれども、農業の好きな方で、先ほどの説明のとおり、一般農家のお手伝いというふうにあります、たくさん作付されている方で、20町歩以上のお米、麦をつくっているという方のところへお手伝いに行っています。農機具等については、お手伝いしているところのものを借りるわけにはいきませんので、本家から借りて耕作するという事です。農協の青年部にも入ってまして、いろいろと情報交換等されているということで、本当にやる気のある方で、作付する田んぼについては昭和30年代に開拓された1反歩の仕切りの農地を借りてやるということです、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、続きまして農政課から議案の説明をお願ひいたします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

お世話になっております。農政課の川嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

資料のほうは1ページをごらんください。

着座にて説明させていただきます。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件(議案第1号)。

内容については一覧のとおりとなっております。

1点だけ補足して説明させていただきますので、同じ1ページの中の18番、ごらんください。

こちらの圃場についてですが、借受人の〇〇〇さん、経営面積ゼロ平米とありますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表を務めております。ご自身でもこれまで大規模に農業をやられておりまして、その後、法人を設立し、ご自身で借りていた圃場は全て法人に移転してありますので、現在は経営面積ゼロ平米となっておりますが、新規就農者ではございませんので、ご了承ください。

また、貸付人が〇〇〇さんとなりますが、〇〇〇さんはほかにも圃場をお持ちでして、今回はその中の1筆についてのみ、使用貸借で〇〇〇さんへという権利設定になりますので、経営委譲でもございませんので、ご承知おきください。

それでは、合計欄に移りますので、17ページをごらんください。

合計、区分、一般分、筆数132筆、貸し付け69人、借り入れ49人、面積31万482平米。

円滑化事業分、199筆、貸し付け49人、借り入れ84人、面積30万8,361平米。

経営委譲と利用権の移転については、今回は取り扱い分はございません。

所有権の移転、12筆、貸し付け4人、借り入れ5人、面積1万8,444平米。

第18条2項6号関係、9筆、貸し付け4人、借り入れ4人、面積9,768平米。

農地中間管理権の設定、240筆、貸し付け130人、借り入れ1人、面積40万3,506平米。

合計、592筆、貸し付け256人、借り入れ143人、面積105万561平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積ですが、筆数235筆、面積37万3,538平米、集積率は56.42%となっております。

議案第1号については以上となります。

議 長

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

以降、議案の採決におきましては、農業委員を対照に伺います。

議案第1号について、原案どおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおりということといたします。

続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件は私が役員を務めている法人の案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、私は議事に参与することができませんので、退室をさせていただき、議事の進行を会長代理にお願いいたします。

(小林農業委員 退席)

古沢会長代理

それでは、本件につきましては、会長にかわりまして私が議事進行を務めてまいります。

議案について、農政課から説明をお願いします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

資料のほうは18ページをごらんください。

着座にて説明させていただきます。

農用地利用集積計画の決定の件（議案第2号）。

合計だけ読み上げます。

円滑化事業分のみとなっております。

筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積527平米、認定農業者への集積率は100%となっております。

議案第2号については以上となります。

古沢会長代理

ただいまの説明に対しまして両委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

古沢会長代理

ご意見等ないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第2号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

古沢会長代理

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

それでは、退室している小林委員の入室を許可をいたします。

(小林農業委員 入室)

古沢会長代理 議事参与の制限にかかわる議題が終了しましたので、議長を小林会長に交代しまして、議事の進行を引き続きお願いいたします。

議長 それでは、続きまして第3号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件は委員に関する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
川嶋主事。

川嶋(農政課) 引き続き18ページをごらんください。  
着座にて説明させていただきます。  
議案第3号。  
合計だけ読み上げます。  
円滑化事業分のみとなっております。  
筆数3筆、貸し付け1人、借入れ1人、面積3,132平米、認定農業者への集積率は100%となっております。  
議案第3号については以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室をしております濱委員の入室を許可いたします。

(濱農業委員 入室)



議長 続きます、議案第4号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたしますが、本件もやはり委員に関する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、柳澤委員には退室をお願いいたします。

(柳澤農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
川嶋主事。

川嶋(農政課) 引き続き18ページをごらんください。  
着座にて説明させていただきます。  
議案第4号。  
合計だけ読み上げます。  
円滑化事業分のみとなっております。  
筆数2筆、貸し付け2人、借り入れ1人、面積2,382平米、認定農業者への集積率は100%となっております。  
議案第4号については以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室をしておられる柳澤委員の入室を許可いたします。

(柳澤農業委員 入室)

議長 それでは、続きます、議案第5号 農用地利用配分計画案の承認の件についてを上程をいたします。  
農政課から説明をお願いいたします。  
川嶋主事。

川嶋(農政課) 引き続きよろしくをお願いいたします。  
資料のほうは19ページをごらんください。



川嶋（農政課） 資料のほうは27ページをごらんください。  
着座にて説明させていただきます。  
議案第6号になります。  
合計だけ読み上げます。  
筆数20筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積2万2,779平米。  
当月の利用権設定のうち認定農業者への集積ですが、集積率は100%となっており  
ます。  
議案第6号については以上となります。

古沢会長代理 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、  
発言を求めます。

[質問、意見なし]

古沢会長代理 ご意見等ないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第6号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の挙手を  
求めます。

[全員挙手]

古沢会長代理 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。  
それでは、退室をしている小林委員の入室を許可します。

(小林農業委員 入室)

古沢会長代理 議事参与の制限にかかわる議題が終了しましたので、議長を再び小林会長  
に交代しまして、議事の進行を引き続きお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第7号 農用地利用配分計画案の承認の件についてを上  
程いたしますが、本件は委員に関する案件になりますので、農業委員会法  
第31条の規定により、塩原委員に退室をお願いいたします。

(塩原農業委員 退席)

議 長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
川嶋主事。

川嶋（農政課） 続きまして、資料は28ページをごらんください。  
着座にて説明させていただきます。  
議案第7号です。  
合計だけ読み上げます。

筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積2,407平米。  
認定農業者への集積率は100%となっております。  
議案第7号については以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。  
全員賛成でありますので、本件は原案どおり承認することといたします。  
それでは、退室をしております塩原委員の入室を許可いたします。

(塩原農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第8号でございますが、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、1件について上程をいたします。  
それでは、事務局からの説明をお願いいたします。  
高橋主査。

高橋主査 それでは、総会資料の30ページをごらんください。  
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。  
議案第8号、和田〇〇-〇、現況地目、畑、116平米を農地の一体利用のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
なお、〇〇さんの耕作面積は、許可要件であります和田地区の下限面積50アールに欠けておりますが、申請農地につきましては、進入路がなく、隣接する〇〇さんの農地と一体的に利用しなければ利用が困難であると判断し、農地法施行令第2条第3項に規定されている下限面積の例外として本申請を受理いたしました。  
なお、その他の許可要件については全て満たしております。  
以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長 次に、地元委員の意見をお願いいたします。  
長谷川委員、お願いいたします。

長谷川農業委員 先日、現地確認に行ってきました。言われたとおりで、本当に屋敷の中を  
通って見に行きまして、ちゃんと耕作されていますし、問題ないと思いま  
した。  
以上です。

議 長 他の委員の皆様からこの件に関しまして質問、意見ありましたら、発言を  
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようです。  
農地法第3条の規定による案件について集約をいたします。  
農業委員の皆様には伺いますが、議案第8号について、原案のとおり許可  
することに賛成の委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり許可することと決定いたし  
ます。  
続きまして、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、  
1件について上程をいたします。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。  
大内主査。

大内主査 それでは、議案書の31ページをお願いします。  
農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。  
議案番号9号です。大村〇〇、現況地目、畑、1,000平米に大村にお  
住まいの〇〇〇〇さんが駐車場を新設する計画です。農地区分は第1種農  
地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許  
可の例外に該当し、許可相当と判断しました。  
なお、この案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断し  
ています。  
以上、1件、1筆、1,000平米です。よろしくをお願いします。

議 長 次に、地元委員の意見をお願いいたします。  
大村でありますので、竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 9号について説明させていただきます。  
写真を見ていただければわかると思うんですけども、ここは美ヶ原から浅  
間温泉へ抜ける山、山麓線の〇〇〇という〇〇がございしますが、その西  
側にある地で、〇〇〇〇〇の真ん前の土地です。ここは改良区から外れて

いまして、以前は材料置き場や〇〇〇〇〇の駐車場に使用されていまして、前々から違反転用の疑いがあるということで、事務局とご指導いただきまして、本人も了解しまして、現況復帰をしていただきまして、畑のできるような状態になっております。

それで、申請ですが、目的としまして、ここは〇〇〇〇〇の真ん前ですので、〇〇さんが自主的に、イベント等がある場合、道路にとめていて交通に支障があるということで、駐車場にしまして、〇〇〇〇の駐車場に開放、また、商売をやっているものですから、自分の駐車場にもしたいということでもあります。

申請地の西側、これ、写真見ていただきますと、この家があるところはすぐ西側で、すぐ隣になっております。これ、正面のほうの〇〇があるところにつきましては北側ですけれども、土地改良区で田んぼになっておりまして、右側が東側、こちらの手前のほうが道路です。駐車場にしましても、日影等になることや、他の耕作に支障がでることはない、このように判断しましたので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長 続きまして、現地調査をしていただきました委員の皆様から意見を願ひいたします。

河野委員、濱委員、願ひします。

濱農業委員 濱のほうから報告をいたします。

先日、河野委員と2人で現地確認に行つてまいりましたが、今説明ございましたとおりに、住宅地隣接でございまして、家のない方は、もう圃場整備にかかつておりまして、きれいな田んぼになっております。

使用目的、〇〇〇の〇な駐車場に大半を使うというようなことでもありますし、要件は満たしておりますので、貴重な農地ではありますが、今の時代でございまして、妥当ではないかなというふうに判断をいたしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言を願ひいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手を願ひいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成でございますので、本件は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第10号から14号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件であります。申請者の都合によりまして、第10号が取り下げになったために、4件について上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

大内主査。

大内主査

最初に、大変申しわけありませんが、ページを逆に綴ってしまいましたので、議案書の33ページを先にごらんいただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第10号については、申請者の希望によりまして申請取り下げになりましたので、お願いします。

議案番号11号です。笹賀〇〇〇〇、現況地目、田、224平米、1筆に笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅敷地を拡張し、駐車場を新設する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号12号です。寿白瀬淵〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、418平米、1筆に松原にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが農家住宅を新築する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断しました。なお、当農地については、平成31年1月25日に農振除外済みです。

続きまして、議案番号13号です。五常〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、339平米、1筆のうち174.24平米に名古屋市にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が携帯電話基地局の工事仮設用地として一時転用する計画です。農地区分は農振農用地ではありますが、一時的な利用に供するもののため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

大変申しわけありません。前のページ、議案書の32ページをお願いします。

議案番号14号です。梓川倭〇〇〇-〇、現況地目、田、341平米外1筆、計466平米に梓川倭にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

なお、これらの案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。

1件取り下げがありますので、以上4件、5筆、1,282.24平米になります。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案第11号から、始めたいと思います。

笹賀でございますので、村沢委員から意見ををお願いいたします。

村沢推進委員

別紙の写真ですが、上から2番目の議案番号11というところで、先ほどの〇〇さんの2階建ての住宅、それから右側に見えますのが果樹園、これを真っすぐ右斜めに行きますと、約2キロで〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇があるというようなところになります。また、手前の道路ですが、左へ行けば南、〇〇、それから右へ行けば〇〇、〇〇〇、笹賀地区を縦断している道路ということになります。この土地の左側のところに道があって、家のほうへ行くということで、約3メートルの道路があるわけですが、お勤めの関係で、仕事の車1台、また、お若い方で、子供さんもまだ1歳ということで、奥さんとの車が2台、それから今後、ご両親を呼んで一緒に住みたいということで、5台ぐらいは車を置きたいということで、また左のほうへは、空いたところへは洗濯物を干す物干し場をつくりたいということで、右側にあります四角い建物が〇〇〇〇当時の〇〇〇の〇〇〇ということで、今、〇〇の倉庫になっているというような場所になりますが、本当に周りは住宅ということで、車をバックで入れたり、またバックで出たりということをして、この道路、生活道路で頻繁に通るということですし、また道路を知っている方は、勤めで通勤に通るというようなことで、危険ですので、中で回って行けるような形で駐車場をつくりたいということです。お願いしたいと思います。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、現地調査をしていただきました河野委員、濱委員。  
濱委員お願いします。

濱農業委員

それでは、ご報告いたします。  
細かいことは、今、説明にあったとおりでございまして、手前が生活道路から今回申請の出たところを置いて、奥のほうに住宅があるという、住宅地の真ん中にこれがあるというような状況で、各要件も満たしておりますので、駐車場として使うのはやむを得ないかなという、何世代もまた多く住むような構想もあるようですので、いいかなというふうに思います。  
以上です。

議 長

他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第11号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。



[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続いて、議案第12号でございますが、寿白瀬渚であります。河西委員、  
お願いします。

河西農業委員 河西です。  
写真の2ページをごらんください。こちらは〇〇〇〇〇のすぐ南側、小さい道路を挟んだ南側という立地になります。こちらに住宅が建つことで、  
周辺への悪影響等は特にないかと思われまます。  
ここは以前、砂利敷きでして、〇〇〇〇〇の駐車場として地域の方が利用  
していたような土地です。それをロータリーがけして原状復帰したという  
形になります。それなりにまだ石が転がっている部分もありますが、原状  
復帰がなされているものと見受けました。  
他の農地について、ちゃんと管理されているかちょっと気になったので、  
そちらの方も確認したところ、他の農地もしっかり管理されておりました。  
農業後継者の方がその農地をきちっと今後も管理していくことが地域にと  
ってもプラスになるのではないかと考えます。

議長 ありがとうございます。  
現地確認をしていただきました濱委員、河野委員。  
河野委員。

河野農業委員 濱委員さんと現場を見た中で、今、お手元にある写真だと、平らな感じに  
なっているんですけども、当日見に行ったときは、もう少し波打ったよ  
うな状態でした。事務局の方に平らにするようにという指導をしてくれと  
いうお話をして、平らになったということで、周辺の状況は、今、事務局  
の方で説明したとおりですので、問題はないかというふうに思っております。  
以上です。

議長 他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いい  
たします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第12号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続いて、議案第13号、五常でありますので、金子委員、お願いいたします。

金子農業委員 4月20日に現地視察、確認をしました。写真にあります議案13号の五常というところに、この畑の中にもう既に〇〇〇〇の〇〇〇〇の〇〇〇がございます。この〇〇〇の増設工事をするというので、一時転用するものでございます。地権者からの同意も得ておりまして、問題はないと確認をいたしました。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
現状調査をしていただきました河野委員、濱委員。  
河野委員、お願いします。

河野農業委員 今、説明があったとおりでございますが、写真で見ますと、中央の奥のほうに電柱のようなものが立っておりますが、これが今の現在の〇〇〇です。それを周辺囲ってという工事をするというので、写真で見ると平坦に見えますけれども、非常に段差のあるところです。樹園地といいますか、果樹が植わっているという状態のところ、敷地としては狭い敷地ですので、特に一時転用しても差し支えはないという様に思いました。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
他の委員で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見ないようです。  
集約をいたします。  
議案第13号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、議案第14号であります。梓川倭でございますので、古沢委員、お願いします。

古沢農業委員

この場所は、県道大野田梓橋という県道が通っているんですが、この写真を見ていただきますと、この住宅のはるか向こう側のところに通っております。この場所は、住宅から外れた場所でございます。左側に見えるのが用悪水路で、水路が通っております。周辺は田、畑が続いております。麦が蒔かれたり、広い畑地、田地になっておりますが、見てまいりましたところでは、周りの周辺の住宅、また農地にこれといった影響を与えるものではないと認めてまいりましたので、よろしく願いいたします。

議 長

続きまして、現地調査の委員の皆さんの意見をお願いします。  
河野委員。

河野農業委員

今、古沢代理からのお話のとおりでございます。この水路の左側が公道になっております。正面に見える建物ですが、これがご実家ということで、一般住宅になっていますが、いわゆる農家分家というような形になります。土地の区画が非常に写真で見たとおり、台形の細長いような、右のほうへ行くと広がって、左へ行くと狭くなるというようなところで、面積的には466平米ありますが、一部を残して農地にするとかという、そういう状況ではないので、466平米の住宅敷地ということで、特に問題はないかと存じます。

以上です。

議 長

他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第14号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局から報告事項のアからキについて、一括説明をお願いいたします。

大島事務員。

大島事務員

それでは、報告事項のアからキについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、34ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、次に35ページ、36ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、13件、次に37ページ、公共事業の施行に伴う届出の件、1件、次に38ページ、39ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、17件、次に40ページ、農地法第4条の規定による届出の件、1件、次に41ページから43ページ、農地法第5条の規定による届出の件、15件、最後に44ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。以上になります。よろしくお願いたします。

議長 ただいまの報告について、委員の皆様から質問、意見がありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおりでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。  
次に、報告事項の最後の資料になりますが、先月ご協議をいただきました四賀地区の営農型太陽光発電施設計画について、事務局からその後の経過報告をお願いいたします。

大内主査 先月の定例総会の際は、皆様、協議いただき、ありがとうございました。  
その定例総会后に青木委員から、この申請地で実際にネギを作付して、その上にビニールハウスのようなもので太陽光パネルと同様の遮光状態をつくり、実験してみてもどうかと。7月末までには結果が出るので、申請者に伝えてみるかどうかということでご提案いただきました。  
その中で、協議事項で委員の皆様からいただいた意見とともに、青木委員の提案について、代理人を通じて申請者の〇〇さんに伝えたと、ぜひそうしたいという連絡をいただきました。  
実験の結果次第ということになると思いますが、今後の作物の作付状態によっては、転用の申請の可能性はありますので、その際はまた委員の皆様にお諮りをしたいと思いますので、よろしくお願いたします。  
以上です。

議長 この件に関しまして、栽培技術指導でかかわっておられる青木農業委員から補足説明がありましたら、お願いたします。

青木農業委員 青木です。  
ちょうど今、松本一本ねぎの定植の時期で、私どもも始めているわけですが、先ほど事務局のほうからお話があったように、私のほうで提案しまし

たのは、松本一本ねぎは夏に植えかえをするものですから、それじゃダミーをつくって、仮の太陽光と同じ2メートル・3メートルの建屋をつくって、その中でネギを植えて、それからそのダミーの隣に露地にネギを植えて、それで8月に植えかえの時期になりますので、そのころになると結果が出てまいります。ということで、植えて放しのネギと違うものですから、ここで実験して、いい結果が出れば、そのときに申請をしたらどうでしょうという提案をさせていただきました。よろしくをお願いします。

議長 ただいまの経過報告につきまして、委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。  
ただいま農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。  
それでは、開会は3時15分といたしますので、よろしくご願ひいたします。

(休憩)

議長 ただいまから議事を再開いたします。お願いします。  
それでは、休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。  
初めに、平成30年度松本市農業委員会業務報告（議案第15号）を議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、平成30年度松本市農業行委員会業務報告（議案第15号）についてご説明します。  
以降、着座にて失礼いたします。  
45ページごらんいただきたいと思います。  
こちら、昨年度、平成30年度の農業委員会として実施した事務の総ざらいということで見ていただければと思います。  
まず、1番目、組織運営としまして、各種会議開催状況でございます。  
総会を始め、旧体制では部会もございました。また、役員会、専門委員会等ありますが、特に昨年の特記事項といたしましては、新体制移行がございましたので、臨時総会ということで、8月、9月、新体制発足時に推進委員の皆様も出席する総会を含めて、3回開催してございます。

部会については、7月までの旧体制の内容でございます。

役員会につきましては、旧体制では毎月開催しておりましたが、新体制以降2回開催しておまして、計6回ということになります。

専門委員会は、ごらんとおり、8月以降開催してございますし、旧体制の農業委員会だより編集委員会というのもございまして、7月まで3回ということになっております。

(2) 専門委員会の設置ということで、新体制になって2つの委員会をスタートさせました。ごらんとおりの内容でございます。

(3) としまして、系等組織との連携、協力ということで、農業委員会にはいろいろな系等組織がございます。全国段階では全国農業会議所、県段階では長野県農業会議、それから松塩筑安曇農業委員会協議会というのがありますし、県内19市の関係で農業委員会協議会がございます。このような組織が開催する会議、大会、懇談会などに参加して、情報交換と課題共有に努めております。

それから、46ページに移りまして、(4) 農業関連団体との連携、協力ということでございます。農業委員、推進委員が構成員となっている、これは市のレベルでの会議、あるいは地区レベルでの会議さまざまございます。農振協議会とか、再生協とか、鳥獣害対策協とか、JAの懇談会も含めまして、さまざまな活動を通じて積極的な農業委員会の発信、それから最適化活動の課題の掘り起こし、調整活動に努めていただいております。

(5) は、研修機会の提供ということでまとめております。

こちら、松本市農業委員会としての企画、それから系等組織の企画ございますが、アとしましては、本委員会の企画でございますが、まず8月に就任研修会、8月17日に開催してございますし、(イ)としてブロック別の研修懇談会というのを10月から11月、それぞれ4ブロックで開催してございます。また、国内視察研修、昨年度は11月21、22ということで、埼玉県、それから東京都のほうに行きました。獣害対策研究の関係、秩父市のほうで説明を受けてございますし、野菜・果物ワールドということで、東京ビックサイトのほうでさまざまな展示会、見聞を深めていただいたかと存じます。

イとして、系等組織の研修会ということで、ごらんとおり開催しておまして、それぞれ参加していただいております。2月には遊休農地活用シンポジウムというようなのが長野市でございまして、バスを出しまして、14人の参加をいただいたところですし、同じく2月、松塩筑安曇の協議会のほうの活性化研修ということで開催をして、出席をしております。

(6) ブロック活動の展開ということでございます。

新体制移行してから、5ブロックのものを4ブロックに再編をさせていただいたわけでございますが、農業委員と推進委員の関係、なかなか難しい関係という、法がそういうふうに議決権がある、なしとか、いろいろ区別してきてくる中で、農業委員と推進委員、どうやって連携していくかというようなどころがあり、ブロック活動が1つのポイントになってくるかなと考え、自主活動を展開していったらどうかというところで検討していた

できました。

北東部ブロック、31年度予定事業、公募市民とともに遊休農地を活用したそば作り事業の開催ということで、このほど、3月下旬でしたか、4月頭でしたか、とりあえずその遊休化している農地をきれいにしていただくところから始めるということで、自主事業を展開しております。

南部ブロックは、ブロック管内巡回視察ということで、各地区の課題を把握して、みんなでいろいろと話をしていくということでございます。

河西部は、農地集積、それから農地の管理の最適化に向けた担い手やJAとの意見交換ということで、担い手を交えながら、4つの地区がお互いにいいところを勉強し合うというような研修会を予定しているところでございます。

西部ブロックは、先行着手で、2月17日にもう実施しているわけですが、松本駅前地元農産物の紹介やPR活動をしていただいたところでございます。ブロック活動は31年度に向けて、さらに活動も具体化していくのではないかとおもわれます。

47ページへ行きまして、新体制への移行ということで、旧体制、新体制比較表ということで、どのように変わったかというようなことを表にまとめてございます。

(8)は視察の受け入れということで、役員対応でございましたが、11月2日に笛吹市農業委員会36名様見えまして、松本市の耕作放棄地の現状と対策ということで研修していただいた経過がでございます。

2番、個別業務の実施ということで、(1)農地法など法令業務の執行状況でございます。

こちら、法令業務の公正、適正な執行に努めたということでございまして、アの部分でございますが、農地法の3条、4条、5条、合意解約等で、2行目のところですね、564件というふうになっておりますが、ちょっと訂正をお願いしたいんですが、後で集計したところ、1件ちょっと減りまして、563件ですので、ご訂正をお願いできればと思います。現場調査、状況聴取等を行って、適正な処理を行ったということでございます。

イとしまして、農用地利用集積計画の決定、それから配分計画案への意見ということで、こちら、審査したということでございます。

今のアとイの部分の取り扱い実績等は、資料6に示しておりますが、ページでいきますと63ページからでございます。

こちらにつきましては、昨年度農地法案件取り扱い実績ということで、月別の審議状況、3条、4条、5条、18条、それから届け出関係、月別の件数、それから取り扱い面積等をまとめてございます。29年度と比較しまして、件数的には若干ふえておりますが、面積的には減ってきているというような状況です。

それから、64ページへ移りまして、こちらのほうは今度、利用権設定等促進事業取り扱い実績ということで、中間管理事業関連も含めたまとめでございます。それぞれ月ごとに審議実績をまとめてございます。傾向としまして、当然ではございますが、3月から5月の取り扱い件数が多いとい

う傾向でございます。ごらんのとおりでございますので、ご確認ください。

それから、65ページでございます。なかなか見えない部分ですので、今回しっかりまとめてお出ししますが、集積計画、月々審議しているんですが、全体像が見えてこないの、年に一度ですが、しっかりとまとめて、皆様にごらんいただければと思います。各地区の認定農業者への農地の集積率ということで、3年間の推移がどのようになっているかというところをごらんいただければと思います。

こちら、データは、後でまた活動計画や点検・評価のほうのデータが出てきて、ここら辺の整合がいろいろと問題になるところでございますが、こちらのデータは、市に入っているシステム、農地台帳システムから抽出したデータということでございます。

それで、農地台帳システム、認定農業者の判断コードは持っていますが、認定農業者以外の担い手、つまり認定新規就農者とか、基本構想水準到達者とか、集落営農経営等については、システム内にコードを持たないため、認定農業者以外の抽出ができないということがあり、認定農業者単独で見た集積率というふうにご理解いただければと思います。

それから、農地の面積ですが、後ほど点検・評価とか活動計画の議案に出てまいります。国に出すのは、松本市一本の統計面積を採用するよう指導があります。統計面積は地区別の内訳までは公表されておらず、そうすると、地区別の面積は農地台帳から拾った面積でやるしかないということになります。それで、農地台帳面積、30年度でいくと、ヘクタール換算で約7,984ヘクタール農地があるということでございます。こちら、円滑化事業とか中間管理事業の利用権設定等がメインになってくるもので、円滑化事業が対象外の市街化区域農地は除外して、市内に農地が7,984ヘクタールあって、そのうち認定農業者だけで見て、どれだけ農地が集積されているかというように、データを見ていただければと思います。

もちろん認定農業者の面積というのは、認定農業者の自作地と認定農業者が人から借りて耕作している農地の合計ということで、それが認定農業者への集積面積ということになります。

集積率がごらんのとおりで、松本市全体で30.2%。高いところは、やはり芳川とか島内、島立、笹賀、寿、内田あたりが高いほうかなと、こういう傾向になっております。中山間地域と言われている地区は、総じて集積率が低いということは、もう一目瞭然でございます。

29年度、30年度と集積率は微増という形になっております。これが目に見える化した認定農業者単独で見た集積率ということになります。参考にさせていただきたいと思っております。

また、ページお戻りいただければと思います。

47ページの今度ウのところになりますが、別段面積基準の調整ということで、遊休農地を解消したり、移住あるいは定住者を含めた新規就農を促進して、農地を有効に利用してもらおうということで、別段面積を調整してございます。こちら、各地区で下限面積というものが決められていますけれども、別段面積の指定ということで、下限面積とは別に、この1筆指定



で、ここの農地だったら農家資格のない人でも農地を有効活用していただけるのであれば、取得、所有権移転ができますよということで設定した筆になりますが、これ、年度末時点で717筆、45ヘクタールの設定があるということでございます。

48ページに行きます。

無断転用防止の活動やその是正状況の関係でございますが、年度末で52筆、約5.5ヘクタールということになっております。嫌な思いをしながらご努力をいただきまして、なかなか難しいところもあろうかと思っておりますが、それでも0.6ヘクタール昨年より減っているというところでございます。

オとしまして、農地所有適格法人の要件確認状況ということで、こちら、農地法の第6条第1項で定期報告が求められるわけですが、適合状況について48法人の確認を行ったところ、適合していたのが46法人、指導中の法人が2法人ということで、1件は役員要件不適合ですが、この4月の株主総会で是正されたということを知っておりますし、もう1件は、法人を立ち上げたけれども、農地の権利移転がまだ終了していないというようなところで、若干要件に合わないようなところもあったんですが、こちらについては、すぐに解消されるというふうに考えております。

(2) 農地等の利用の最適化の推進というところでございます。

こちら、新体制になって充実させていかなければいけないということで、国からも求められているところでございますが、アとして、遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みというところの中で、経常的な農地パトロールの実施ということで、8のつく日ですね、月の8日、18日、28日、こちら、農地パトロールの推進日に設定しまして、担当区域内の確認、状況把握に努めていただいたところでございます。

(イ)として、農地法に基づいて利用状況調査、利用意向調査等措置を進めていくわけでございますが、その中で、結果は下のところに出ており、やはりA分類、再生可能なA分類農地、それからもう再生困難と判断したB分類農地、こちら、前年と比べてそれぞれ減ってきているということでございます。

見きわめが大切ということで、積極的に守るべき農地と、もうあきらざるを得ない農地の見きわめという中で、B分類農地への移行を積極的に進めたというようなところ、それからB分類農地は、もう農地から除外を図るというようなところ、若干後ろ向きな解決方法とも感じますが、そういうことも含めて減ってきたというふうに解釈をしております。

49ページでございます。

利用意向調査ということで実施してございます。こちら、新たに判明したA分類農地、そして2号遊休農地を含むこちらの農地を対象に、昨年11月、農業委員を通じて耕作者に配付をさせていただいたところでございます。調査結果はごらんのとおりで、中間管理事業を使いたいといった回答が全体の3割、3分の1ぐらいが占めていると。ただ、頑張ってみずから耕作するというふうな回答も、3分の1を占めているというところござ

います。このような調査をしながら、遊休農地を減らす取り組み、それから土地所有者に有効活用を促していくことが必要と思っております。

それから、49ページの(ウ)でございます。遊休農地の解消指導、担い手等への貸し付け誘導ということで、こちらはやはり10月、11月のブロック別研修・懇談会、こちらにおいて新たな取り組みとして実施をさせていただきました。

中身的には、今年のA判定のところは利用意向調査で対応しますが、それより前の29年度の調査分までの遊休農地になっている所有者に戸別訪問を計画的に進めていこうということで、農業委員、推進委員さんに担当区域内の戸別訪問を進めていただいているところでございます。

それから、(エ)として、山林化が著しく再生困難な農地の非農地化ということで、この2月、3月、非農地化をして、3月25日に通知を発送しております。637名義人に通知し、1,251筆、69.4ヘクタールを農地台帳から除外する処理を行ったところです。

もちろん地目変更自体は、法務局に出向いて自分でやらないと変わりませんが、農業委員会としては、この土地はもう農地としてみなしませんよという、そういう判断でございます。

イとして、新規参入の促進に向けた取り組みということで、こちら、去年もありましたけれども、農地だけじゃなくて、住むところが大変重要なんだよというようなご指摘もあって、意見書にも挙げたところでございますが、必要な情報提供や指導、支援をそれぞれの地区で行っていただいております。

また、農業次世代人材投資事業のサポート委員というふうになっていきますので、国の補助金を活用していただいている新規就農者に対するサポート委員ということで、農業委員さん、推進委員さんが営農改善への協力を行ってきたところです。

新規参入の状況でございますが、30年度も21経営体、12.7ヘクタールということで、着実にふえているところでございます。

50ページへ行きまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定ということで、この2月に指針を策定してございます。目標は5年後、令和5年度末ということで、指針を策定したところでございます。

エとしまして、農地利用最適化交付金の活用検討ということで、国が措置した交付金の活用に向けまして、2月に検討を開始したところでございます。役員会のほうで検討しておりますが、一定の結論が見えたら、またご報告をさせていただきます。

(3) 農政活動の推進でございます。

意見書ということで、1月28日に意見書を上げました。内容は資料記載のとおりでございます。意見書懇談会を3月27日、先月開催したところでございます。

あと、点検・評価のほうで出てきますけれども、これ以外に、旧委員さんのときでしたけれども、ちょうど1年前、リンゴの黒星病薬剤耐性菌が出現しまして、被害が発生したリンゴの木の抜根と焼却など、さんざんな目

に遭ったというようなことがあり、防除対策に関する緊急提言書を提出しております。これが昨年6月29日のことで、旧体制下において緊急提出したという経過があります。

イとしまして、県行政機関との農政懇談会ということで、こちら、松塩筑安曇の農業委員会協議会主催ですので、会長出席でございますが、松本地域振興局の局長や関係課長、係長、普及センター所長等ご出席のもと、各市町村が提出しました現場の課題を県に届けまして、懇談を行ったところです。11月28日のことでございます。

51ページをお願いします。

ウとして、系等組織と連携した県、国関係議員等への農政活動の展開ということで、こちらも会長対応でございましたが、11月29日、県選出国會議員、それから12月14日は知事や県議會議長等、要請活動を行ってきたところでございます。

(4) 農業振興活動の推進ということでございますが、2月に毎年のごとでございますが、賃借料情報の情報提供ということで、ホームページに公表しております。

それから、農業委員会だよりのほうに市が実施している農業者支援事業の一覧を掲載して、広く周知したという経過もございます。

また、家族経営協定の締結推進ということで、ウのところでございますが、30年度の実績は、締結数12組、3月末現在の市全体の締結数は224組となっております。

エとしまして、各地区でそれぞれ農業振興活動を実施していただいております。笹賀地区で旧南部ブロックの委員さんですが、柏木保育園の園児のリンゴ栽培、収穫体験の支援、四賀地区では、地元社協やJAと連携した四賀小学校での米づくりともちつき体験等、ほかの地区でも、農業委員さん、推進委員さんがかかわっているさまざまな事業があるかと思っております、実施していただいております。

(5) 農業者年金の加入推進ということでございます。

新しく加入者累計13万人早期達成3カ年運動というのが始まっております。30年度実績ですが、13人ということで、系等組織の示す目標、それから本市の独自目標達成率、ごらんとおりとなっております。

52ページの頭には、年度末の年金の加入状況ということで載せてございますので、参考にいただければと思います。

最後、(6) 情報活動の推進ということでございます。

農業委員会だよりに、年2回発行して、7月と12月に発行してございますし、「広報まつもと」特集ページということで、10月号に掲載しております。

ちょうど新体制発足のタイミングでございました。掲載内容として、「守りたい松本の農業」ということで、農業委員会の新規業務を紹介したり、農業委員、推進委員の顔ぶれを紹介しております。

また、②として、松本で農業を始めたい方を応援というふうなことで、記事を載せてございます。農地の取得要件を緩和したこともPRをしたとい

うこととございます。

また、ウとして、農業委員会のホームページも大幅にグレードアップをしております。体系的に整え、見やすく配置整理をさせていただきました。また一度ホームページのほうもごらんいただければと思います。

また、農地情報公開システム（全国農地ナビ）という全国統一システムの本格稼働が2年後に始まりますが、こちら、松本市の農地も載せてございまして、全国から検索できるような体制になっているところでございます。

最後、オとしまして、農業新聞の普及拡大ということで、1年間の平均普及部数503部と、県下は第1位、全国では熊本市に次いで第2位ということとございます。

53ページ以降は細かな資料ですので、お目通しいただければ結構でございます。

以上、1年間の業務報告ということで、よろしくお願いいたします。

**議長** 　ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして農業委員、あるいは推進委員の皆様からご意見や質問がありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

**議長** 　意見がないようです。  
これより採決いたします。  
全委員にお伺いいたします。議案第15号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。全委員の皆さん、お願いいたします。

[全員挙手]

**議長** 　ありがとうございます。  
賛成多数でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
次に、平成31年度松本市農業委員会業務計画（案）（議案第16号）を議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

**板花局長補佐** 　それでは、66ページでございます。  
まず、第1、基本方針ということとございます。  
我が国の農業を取り巻く情勢は、担い手の減少、従事者の高齢化、過疎化進行と構造的な問題に加えまして、TPPやEPAによりまして、貿易の自由化が一層進展して、厳しい競争にさらされております。  
こうした中、政府は2023年度までに農地の8割を担い手に集積するという目標をたてています。農業委員会には、機構との連携強化により、目

に見える成果を上げること求められているわけでございます。

本委員会としては、新体制に移行して順調に滑り出しているわけですが、2月には指針の策定を終え、県内農業委員会の一員として、全県的に取り組む「地域農業を考え、農地利用の最適化を進める長野県運動」、こちら、県内ナンバー2の都市として、牽引していかなければいけない立場にあります。

一方、国策とは別に、地域に根差した視点を大切にしなければいけませんので、現場が抱えるさまざまな問題に目を向けまして、解決の糸口を探る独自の取り組みも推進しなければなりません。

以上から、農業振興や農村の活力向上に寄与、貢献する農業委員会としまして、以下の重点事項を設けまして、業務に取り組むものとしたします。

枠の中ですが、重点推進事項としまして、1つ目が農地の最適化に向けた現場活動の強化ということで、引き続き経常的な農地パトロール、ですから8、18、28、もちろんそれぞれ委員各自の予定を見ながら、無理のないように進めていただきたいんですが、計画的に地区内の巡視を行って、何か気付いたことや発見があれば、注意をしていただければと思います。

また、利用状況調査は7月、8月で年1回やるようになっているので、利用状況調査に向けて、日ごろから農地をチェックしておけばいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、戸別訪問等による農地の貸し出し意向の把握と農地の利用関係の調整ということで、昨年のブロック懇談会でもお願いしたとおりでございますが、過去の調査でたまっている遊休農地の活用、こちらは何か農地が有効に動くような現場活動をお願いできればと思っております。

併せまして、最適化交付金の活用調整ということで、事務局もそこら辺を見据えまして、委員報酬への上乗せ条例というふうな形で整備が必要になりますけれども、こちら、ことし1年の計画として頑張っていくということで考えております。

2点目になりますけれども、農業委員会活動の目に見える化推進ということで、こちら、まず31年度は松本市農業活性化シンポジウムを開催してまいります。

それから、意見書は引き続き重要事項でございますので、意見書の提出と懇談会の開催は進めます。

また、「1ブロック一活動」の推進ということで、先ほどのとおりですが、自主的な取り組みではございますが、活動が外に向かってPRできるものであれば、見える化につながるかなということもあるわけでございます。

3点目、農地法の法令業務の公正かつ適正な執行ということで、こちら業務の基本中の基本でございますので、しっかりと基本は押さえていくということでございます。

最後に、組織運営の充実、移動農業委員会の導入ということで、違った目線から委員会活動の視野を広げたいということで、ほかの地区を見ることも非常に大切かなと思いますので、年に1回このような取り組みを推進してまいります。

67、68ページでございますが、以降は特記事項だけ説明をさせていただきます。

上から、各種会議の開催ということで予定をしておりますし、(2)として専門委員会の活動ということでございます。

先ほど出ました第3回松本市農業活性化シンポジウムの企画というところが情報・研修委員会の中でございます。情報・研修委員会の中で協議を進めていただいておりますが、本年度の予定は有害鳥獣対策に関する内容ということで、昨年、埼玉県の方に視察研修に行った際に非常に好評であった埼玉県の技術監の方を講師に迎えまして、農業委員だけではもったいないものですから、いろいろとお声がけをいただいて、さまざまな現場で携わっている方とか、猟友会の方とか、消費関係者など、利用する側の関係者も含めまして、いろいろな方にお声をかけていただいて、シンポジウムを計画していただければと思っております。

(エ)として、先進地国内視察研修、こちらは11月という方向で考えておりますが、相談でございますが、農地利用の最適化や農業振興ということがどうしてもメインになってきているもので、2カ所見るうちの1つは、このような方向でというようなことを考えております。

また、情報・研修委員会とも相談をさせていただきますけれども、農地の最適化というふうなところにメインに据えた場合、農業振興委員会のほうで実質的に計画を練ったほうがいいのかというようなところもございませぬので、いずれにしても、進め方はまた相談をさせていただきますが、こんな形で考えております。

(3)、(4)は、先ほどの業務報告のとおりの内容で、粛々と進めていくということでございます。

(5)研修機会の提供でございます。

こちら、松本市農業委員会としての企画も充実させていかなければいけないと考えております。特に昨年度、市長に意見書を提出しました農村地域の土地利用計画、こちらを農政課主導でぜひ、どういうふうにやったらいいか、どのように行動したらいいか指導してほしいという意見書を出しているわけでございます。早速来月、この間長野の遊休農地活用シンポジウムで講演をいただいた信州大学の先生と話をつけまして、もちろん農政課の仲立ちがあつてのことでございますが、信州大学の講師に来ていただいて、まず研修会をやろうというような予定も立てております。

ぜひ参加できる委員の皆さん、推進委員さんも含めまして参加できる委員の方、ご参加いただければと考えております。

(イ)としまして、最適化に向けたブロック別研修・懇談会、こちら、昨年10月、11月にやりましたものを6月にやるということで考えております。

遊休農地に関する措置等の現場活動、これから7月、8月は利用状況調査が入ります。新しくなった農業委員さん、推進委員さんにしましては、初めての調査ということもありますので、全体の中で話をするより、ブロック別に話をさせていただいたほうが、より理解が深まるのかなどの考えも

あり、6月にはブロック別にその話し合いを計画したいと考えております。

それから、(ウ)として、先ほどのシンポジウムは8月ということでございますし、(エ)移動農業委員会、こちら8月で考えております。本庁に集まっていただいて、途中、中継地点、波田支所、こちらに集まっていただくことでも結構でございます。バス2台で奈川まで行って、現地視察、それから奈川地区の意欲的な取り組み事例について、西部農林課ですとか地元の組織等にぜひご教示いただければというふうに考えております。

また、せっかく奈川ですので、そば等も味わえよというふうに考えております。有意義な1日にしたいというふうに思っております。

(5)が、先ほどの国内視察研修が11月、それからイの系等組織の研修会は、見通せない部分がありますが、予定はこんな予定としております。

(6)ブロック活動の展開は、先ほどのとおりでございます。

それから2番、個別業務の実施ということでございます。

こちら、法に照らしまして、淡々と事務を進めていければと考えております。

69ページでございます。

(2)農地等の利用の最適化の推進でございますが、先ほども話しました経常的な農地パトロールの推進、それが(ア)です。

(ウ)も先ほどのとおり、こつこつと計画的にできる範囲で戸別訪問、担い手利用に向けた調整活動を担当区域内で進めていただければと思います。

それから、イに移りまして、担い手への農地の集積・集約化に向けた取り組みということで、特に(ウ)ですね。農地中間管理事業及び土地改良事業等との連携による貸付誘導ということで、なかなか難しく、進まないというふうに聞いておりますけれども、神田地区とか島内地区で具体的な話が持ち上がっていて、ご努力はされているというお話は聞いておりますが、土地改良事業と結びつけば、うまくいけば受益者負担が限りなくゼロという形で圃場拡大、圃場整備ができるという中で、こちら、ご検討いただきたいと思っております。

あと、ウとして新規参入の促進に向けた取り組み、それからエとして指針の達成度評価、必要に応じた見直し、オとして交付金の活用調整ということで、先ほどのとおりでございます。

70ページへ行きまして、(3)の農政活動の推進でございますが、こちらごらんのとおりとなっております。

(4)農業振興活動の推進というところで、こちら、特にウの部分ですね。やはり意見書で上げておりますので、農業経営の収入保険制度の積極的な周知ということで、農業委員会が意見書に上げたことですので、組織としてもNOSA I長野と連携して、こちら、有利な制度で、専業農家にしてみれば、本当にこんないい制度はないというぐらいの制度だと思っておりますので、積極的な周知に努めていただければと思います。

(5)年金の加入推進、(6)情報活動の推進は、ごらんのとおりとなっております。

続きまして、71、72ページでございます。

71ページは、1月に一度お見せしておりますが、その時より空欄が減って予定が固まってきているかと思えます。それぞれご確認をお願いします。

1つ訂正ですが、すみません、ちょっと事務局が行き届かなかった点でございますが、6月5日の年金協議会総代会、講演会、こちらは19日の間違えでございますので、ご訂正をお願いいたします。曜日は変わらずの水曜日でございます。

こちら、JAの県本部の行事と重複したということでございまして、JAの役員等出席できないということで、調整の末、19日にずらすことになったという経過でございますので、よろしくをお願いします。

それから、72ページは定例総会の開催計画となっております。

5月31日、研修会等、先ほどの土地利用研修会等ありますので、推進委員の方にも積極的にご参加いただければと思っております。

年間計画はこんなところでございます。よろしくをお願いいたします。

**議長**                   ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして農業委員、推進委員の皆様からご意見やご質問ありましたら、お願いをいたします。  
河野委員。

**河野農業委員**       計画の中で、67ページの真ん中辺になりますが、先進地国内視察研修ということで、農地利用最適化と、それから農業振興関係をメインということで予定では書いてございますが、これはこれでいいと思えますけれども、もう一つ、プラスアルファ、農地利用最適化交付金を導入している、あるいは活用している自治体の現状といいますか、具体的にどういうもの、目安を持って、どういうふうに変則化して、どういうふうそれぞれの委員さんに配付をしているのか、その辺のところもちょっと頭の隅に置いて、一緒にその内容を視察したいなという、ちょっとこれは意見ですが、よろしくをお願いします。

**議長**                   ご意見として伺っておけばいいですね。ありがとうございます。  
ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

**議長**                   ないようです。  
これより採決を行います。  
全員の委員の皆様にお伺いしますが、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

**議長**                   ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。



6 ページの表題の「(案)」の文字を消していただくようお願いいたします。

次に、平成30年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定(議案第17号)を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

## 板花局長補佐

それでは、73ページになりますが、いわゆる点検・評価と活動計画の決定ということでお願いしたいと思います。

こちら、国の指導通知がございます。農業委員会事務の実施状況等の公表について、というようなものが出ております。こちらに基づきまして、農業委員会は、農地利用の最適化の推進状況、その他事務の実施状況及び活動計画を公表することが義務づけられているということでございます。これに向けまして、30年度の目標とその達成に向けた活動の点検・評価、それから31年度の活動計画を決定するものでございます。

通知は、その隣のページにあるとおりでございますし、点検・評価、活動計画、別添2、別添3と添付しております。

点検・評価は30年度の点検・評価です。活動計画は31年度の活動計画ということになります。

それから、今後の予定ですが、こちら決定されましたら、国の指導のとおり、ホームページに公表していくこととします。国の指導では、6月30日までに公表しなさいというふうに規定をされております。

中身については、76ページからになります。

まず、76ページ、こちら、30年度の点検・評価ということでございます。

農業委員会の状況は、こちらは30年度の計画をそのままスライドさせておりますので、1年前の数字がそのまま入ってきております。ですから、1番の農業委員会の状況の1の農業の概要、それから中段から下にある農業委員会の現在の体制、こちらの数字は1年前のままということでございください。

それから、77ページ、78ページでございます。

まず77ページの担い手への農地の利用集積・集約化に関する点検・評価ということになります。

1番の現状及び課題は、こちらは平成30年3月現在のところでございます。ですから、1年前の計画をそのまま数字的にはスライドしておるわけでございます。

ちょっとここで1点修正といいますか、考え方を1年前と変えざるを得なかったところがございます。それはどこかというところ、一番上のところのこれまでの集積面積の部分で、1年前の計画段階では2,995ヘクタールということで挙げておりました。この数字をそのままスライドすれば、2,995ヘクタールでここに載ってくるんですが、4,171ヘクタールに

上方修正しております。

何で修正したかということですが、これには理由がございまして、最適化交付金の確認をする中でわかってきたことなのですが、担い手への集積、集約化のこの集積面積には、何と特定作業受託の面積を含めるということがわかりました。つまり、貸し借り以外に、主要3作業を受委託する特定作業受託の面積も集積面積に含めるということが分かりまして、最適化交付金の活用について深く調べる中で、国のQ&Aでそのような記載箇所を見つけまして、公にはどこにも書いてなかったのが、見落とししていたわけなのですが、今回修正をさせていただきました。特定農作業受託の面積を含めたものが、4,171ヘクタールになるので、それで管内の農地面積7,390ヘクタール、これは農水省の耕地面積統計から持ってきた農地面積ということですが、これで割り返しますと、集積率がかなり跳ね上がることになり、56.4%になったということでございます。昨年40.5%ということで計画は作成しておりますが、この部分を軌道修正させていただいた経過ですので、ご承知おきください。

それから、さっき認定農業者への集積状況を地区別にごらんいただきましたけれども、ここは基本構想水準到達者とか、認定新規就農者とか、集落営農経営とか、いわゆる認定農業者以外の担い手の方々の面積も入ってくるものですから、集積率が高めに出るということをご承知おきいただきたいと思っております。

ただ、地区別に振り分けることは、統計処理上の技術的な問題で難しいということがございます。多地区にまたがって営農している農業者がいるため、担い手ごとにデータを積み上げる現在の集計方式では、なかなか地区別の振り分けが困難ということで、松本市一本だったらできるというような内容で、全体では56.4%、これが松本市の担い手への農地の集積率ということになります。分母の市内農地面積は、農水省の統計面積を採用した結果であることについて、ご承知をいただければと思います。

こちらは県下ではトップ、この集積率は長野県1位でございまして、断トツで1位ですから、胸を張っていいのかなというふうに考えております。

それから、30年度の目標及び実績が2番目のところにありますが、目標も当然、特定作業受託を含めた目標設定という内容に若干軌道修正をしております。4,254ヘクタールという目標に対し、集積実績は4,105ヘクタールということで、96.5%の達成状況というふうにまとめさせていただきました。

それから、活動内容とか、活動実績とか、活動に対する評価等は、そこに記載させていただいたとおりでございます。

特に、一番下の活動に対する評価は、2行目から、今後は近未来的な農地情報の把握に努め、担い手利用に結びつけていく努力が必要というふうに記載してございます。

会長の挨拶にもありましたとおり、目先ではなくて、5年先、10年先というところの中で、どうなるのかというふうなところを考えていかなきゃいけないんじゃないかという評価をしております。

78ページ、こちら、農業経営を新たに営もうとする者の参入促進ということで、現状及び課題は、やはり1年前の状況、平成30年3月時点の内容でございます。

2番目のところ、真ん中のところの30年度の目標及び実績ということで、30年度の実績は、引き続き21経営体、12.7ヘクタールということで、目標を大きく超える成果を上げているところでございます。

それから、78ページの一番下のところ、活動に対する評価というところで、ちょっと気になる点は、その一番下の枠の中の2行目ですね。営業外利用目的とおぼしき相談事案も見受けられるようになったということで、事業内容の確認の徹底が求められているところがございます。法人参入の話が時々ありますし、営農型太陽光等の話も来ている中で、本当に営農目的、営農が主なのかどうかというところも見きわめながら、新規参入の促進に努めていかなければいけないと考えております。

次に79、80ページでございます。

遊休農地に関する措置に関する評価ということで、現状及び課題は、こちら1年前、平成30年3月の状況です。

30年度の目標及び実績が2番目のところにあります。

解消目標7ヘクタールに対して、5.3ヘクタールの実績となり、75.7%の達成状況ということでございます。

それから、80ページは違反転用への適正な対応というところで、先ほどのとおりですが、2番目、30年度の実績は5.5ヘクタールということで、0.6ヘクタールそれでも減らしたと、違反転用を減らしたという実績になっております。

それから、81ページ以降につきましては、件数等の総まとめでございます。

1番目が農地法3条の許可事務の処理件数、53件、先ほど業務報告の表で見ていただいたのと同じでございます。

それから、2番目、真ん中より下の2番目、農地転用に関する事務（意見を付して知事へ送付）という部分、4条19件、5条68件、合計で87件審議して、知事へ意見を送付しているという内容でございます。

82ページに移りまして、農地所有適格法人からの報告対応ということで、先ほどの業務報告と同じでございます。

また、4の情報の提供、賃借料情報の調査、提供ということで、昨年1月から12月の賃借料設定の情報ですが、1年間で2,755件の情報を整理して、田んぼだったら幾らとか、畑だったら幾らとか、樹園地だったら幾らですというような10アール当たりの賃借料情報を公表してきたところでございます。

その下の、農地権利移動の把握状況とか農地台帳の整備については、ごらんのとおりとなっております。

最後、83ページでございます。

地域農業者からの主な意見・要望、対処内容ということで、農業者の声を反映して意見書の作成、提出につなげたところでございます。

83ページの下のほう、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出ということで、先ほどのとおり、リンゴ黒星病薬剤耐性菌の緊急提言を昨年6月29日、それから今年の1月28日には農業施策に関する意見書を上げたというところでございます。

あと、84ページは活動計画ということでまとめてございます。本年度の計画ということで、農業委員会の状況、農家・農地の概要ということで、見ていただければと思います。総農家数7,156とか、自給的農家3,369などです。農業センサス、平成27年が直近ですので、こちら、5年に一度ですから、数字は変わらずでございます。

また、右に目を移して、認定農業者504経営体とか、基本構想水準到達者40経営体とか、認定新規就農者17経営体とか、集落営農経営10経営体とか、いろいろとまとめてございます。

また、農地面積、統計のとり方によっていろいろな数字が出てくるというところをご理解いただければと思います。

最後に85、86ページでございます。

担い手への農地の集積・集約化という部分の現状は、この3月の現状を記載してございます。

それから、目標及び活動計画ということで、こちらは2月に指針を決定していただきましたけれども、指針の目標値をベースに、こんな形で目標設定をさせていただいているという内容でございます。

85ページの真ん中から下、Ⅲ、新規参入促進の関係でございます。

こちらのページの一番下のところ、31年度の目標及び活動計画の箇所では、6経営体の6ヘクタール、こちら指針の目標値から目標設定をしたところでございます。

86ページ、遊休農地に関する措置ということで、現状はごらんのとおりとなっております。

それから、31年度の目標と活動計画は真ん中よりちょっと上のところですけれども、遊休農地の解消面積1ヘクタール、こちら指針の設定目標値から持ってきているということで、もう遊休農地自体がかなり少なくなってきたもので、なかなか高い目標を掲げても難しいだろうというふうに考えております。

違反転用の関係は、そこに記載のとおりでございます。

以上、ざっと点検・評価と活動計画についてごらんいただきました。よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、これらに対しまして農業委員、また推進委員の皆様からご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

大澤推進委員

ちょっと説明をお願いしたいんですが。

議長

大澤委員。

大澤推進委員 79ページ、遊休農地に関する措置に関する評価で、現状でもって、管内の農地面積は7,416ヘクタールとなっているんですが、7,390ヘクタールとのこの差っていうものは何なんですか。

議長 板花補佐。

板花局長補佐 こちら、差は26ヘクタールでございます。26ヘクタールは何を指すかといいますと、1号遊休農地、つまりA判定農地の面積が26ヘクタールです。分母にそのA判定農地を足し上げて遊休農地の割合を出すようにとの国の指導がありますので、面積が食い違っているということをご理解ください。

議長 いいですか。

大澤推進委員 はい。

議長 ほかにどうですか。

これは私の意見ですが、79ページに農地の集積・集約については、松本市が断トツ1位であって、かなりの高い集積率を誇っているというようなことを今、補佐が言われたわけでありますが、実は中間管理機構に対する集積は、これも断トツ松本が1位でありまして、2位が佐久でございます。

この間、常任会議でも、私申し上げて、ほかの委員の皆さんも言ったんですが、じゃ機構に集積して、それでハッピーでバラ色、農業がバラ色になるのか、ということを行った委員さんがありまして、北原理事長が戸惑っていたところもあるわけでありますが、いずれにしても、松本はこの体制の中で、非常にこういうことに協力している、ということにご理解いただければと思います。

ほかにどうですか。

河野委員。

河野農業委員 担い手への農地の利用集積・集約化の関係でございますけれども、これ、数字出すのは非常に難しかったと思います。特定作業受託を含むというようなことで先ほど説明ありましたが、30年度の当初の数字、いわゆるその中でこれまでの集積面積というのは、77ページの一番上に4,171ヘクタールという数字が出ていたわけですが、こちらの数字が31年度の当初では、85ページの一番上になります。4,105ヘクタールというふうに減っちゃっているわけですね。集積率も減っているというような形になってはいますが、これ、分母も少し違っておりますが、この集積面積というのは、減ったという理解でいいのか、それとも何か違う要素があるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 このデータですけれども、農政課の担い手係に負うところが非常に大きくて、担い手係のほうで主導的にまとめています。それで、1年間かけて台帳の精査を進めてきて、ちょっとデータの信用性という部分に課題があり、精査を進める中で、若干軽微な修正を加えたり、あと特定農業団体の要件から外れてしまうとか、何かそういうごそっと落ちるといようなことが時々あるために、実際の認定農業者の集積率は着実に、軽微ですが上がっていますけれども、担い手という言葉のくくりでは集積率は若干下がってしまったというところをご理解いただければと思います。

議 長 河野委員、いいですかね。

河野農業委員 はい、了解しました。いろいろ今年度検討する、条例化云々のほうにもまた影響があるかと思しますので、より正確なというか、現実に即した数字を国へ出していかなきゃいけないというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。  
ほかにご意見ありますかね。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、これより採決を行います。  
全委員の皆様にお伺いいたしますが、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員が賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
続きまして、報告事項に移ります。  
初めに、報告事項ア、松本市農業者年金協議会総代会の開催について、事務局の説明をお願いいたします。  
清澤補佐。

清澤局長補佐 大変申しわけありませんけれども、87ページの資料に誤りがありましたので、本日机上配付させていただいた資料と差しかえをお願いいたします。  
右上に「平成31年4月定例総会差替分」と記載があります6-(2)-アの資料をごらんください。

着座で説明をさせていただきます。

平成31年度松本市農業者年金協議会第37回総代会の開催につきましてご報告させていただきます。

まず、日時及び会場についてですけれども、日時は先ほど板花補佐からも報告がありましたが、当初6月5日を予定しておりましたが、6月19日水曜日、午後2時から、Mウイング文化センター6階ホールで開催します。

内容につきましては、例年同様、平成30年度事業報告及び収支決算についてと平成31年度事業計画及び収支予算についての2件です。

なお、本協議会は、本年度4月から新たな任期のスタートとなっております。裏面にあります松本市農業者年金協議会規約、こちらの第6条により、総代会において理事及び監事を選出いただき、会長、副会長及び会計は理事の互選により選任することとなっておりますので、ご承知おきください。

次に、5番、講演会についてですけれども、2017年には日本人の平均寿命が過去最高を更新し、年金受給者の皆様が今後ますます健康で生き生きと過ごしていただくためにはどうしたらよいかということで、今年度は「介護予防とカラダ作り」をテーマに、城西病院健康運動指導士、中野豪先生にご講演をいただく予定であります。

その後、Mウイング3階にあります3-1、3-2の会議室において、1人当たり500円の会費で懇親会を開催いたします。

以上の内容につきましては、来月5月8日水曜日に開催される役員会において正式に決定される予定となっております。

報告は以上です。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。  
本件はただいまの説明のとおりでございますので、こういった形で進めてまいります。ご承知おきをいただきたいと思います。

6月19日の総代会には、農業委員、また推進委員全員の出席をお願いいたしまして、盛会となりますようにご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、報告事項イ、本年度“農業政策に関する意見書”の取り組みについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐 　　91ページをごらんください。  
本年度の意見書の取り組みということでございますが、農業振興委員会が

この間ありまして、農業振興委員の皆様から出されました意見を一覧表にまとめております。これらについて、そのほかの情報・研修委員の皆様とか推進委員の皆様からも意見をいただければということでございます。

2番、意見書の作成手順ということで、そこに記載のとおりでございますが、全5回、もう1回終わっていますけれども、残り4回ほど農業振興委員会開催して、9月30日に意見書を最終決定して、10月2日に出していきたいと。また、10月31日の定例総会終了後に懇談会を開催できればという流れでございます。

本年度の提案事項でございますが、4月19日現在ということでございます。議案と一緒に送りました、A3サイズの折り畳みの資料が入ったものですが、こちらが農業振興委員から出されました課題をまとめたものでございます。

私の感覚で、6累計17項目にまとめております。耕作条件の改善に関する課題、それから農地の最適化の課題、これが②、③が地域の将来展望、農地利用の方向性というようなものが③、④が労働力の確保、⑤が食育や農業、食農教育の関係、⑥が鳥獣害の関係ということで、それぞれ農業振興委員から現状、課題、改善の方向性、アイデア等、いただいているところでございます。

こういった中で、お願いしたいことは、共感できる部分とか、うちの地区でも大変困っているんだとか、こういうところをもう少し頑張ってもらってくれとか、それぞれの地区でいろいろとあるかと思えます。

取り上げたいことや要望がありましたら、ここに書いてある内容の関連でもいいし、全く別のことでもいいんですが、何かご意見をいただければ、具体的な例を挙げて説明する際に非常に役に立つものですから、こういった事例がこの地区ではあるんだよとか、意見に肉づけができて、説得力も増しますので、何かありましたら挙げていただくようお願いいたします。

締め切り、提出期限は5月10日、ちょうどこの日に情報・研修委員会が予定されていますので、この日を締め切りとさせていただきます。

また、ファクスでも結構ですし、推進委員の方は、農業委員に預けていただいても結構でございます。ご意見等ありましたら、お寄せいただければ大変助かりますのでお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
これに対しまして発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項ウ、平成31年度農業委員会事務局及び農林部の職員体制についてを議題といたします。



事務局の説明をお願いいたします。  
清澤補佐。

清澤局長補佐

資料92ページをごらんください。

平成31年度農業委員会事務局及び農林部各課の事務分担についてご報告いたします。

ページおめくりいただきまして、93ページ、94ページをごらんください。

新体制になりましてもう1カ月を経過しておりますので、改めてご報告するまでもないかと思うんですが、大まかなところだけ説明させていただきます。

まず、農業委員会関係で、定例総会、役員会は板花補佐を中心に、農業振興委員会、板花補佐、中野主査が担当します。情報・研修委員会を私、清澤と高橋主査、青柳主任が担当させていただきます。農業者年金の関係は清澤と青柳主任で、市長懇談会、市議会との懇談会等は板花補佐、中野主査で担当いたします。

農業・農地に関する情報提供に関することで、農作業料金は中野主査、青柳主任、農地の賃貸借情報については、大島事務員、青柳主任が担当いたします。それから、担い手への農地集積・集約化に関すること、遊休農地の発生防止に関することについては、中野主査、青柳主任が主に担当いたします。それから、新規就農相談、認定、農地所有適格法人については、青柳主任、大島事務員が担当いたします。

農地法許認可業務については、川村補佐、大内主査、高橋主査、大島事務員の4名で対応させていただきます。

そのほか、ブロック活動につきましては、北東部ブロックを大内主査と清澤で、南部ブロックを大島事務員と中野主査で、河西部ブロックを高橋主査、板花補佐、西部ブロックを川村補佐、青柳主任が手伝いをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

95ページ以降には農林部各課の事務分担が載っておりますので、ごらんになっておいてください。

以上で報告は終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項エ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、107ページ、108ページごらんいただきたいと思います。

107ページは主要会務報告ということで、4月6日ですけれども、北東部のブロック活動が行われております。

それから、4月26日、一番下ですけれども、きょうの定例総会が14時半と書いてしまいましたけれども、14時になっておりますので、訂正をお願いします。

当面の予定に移りまして、5月10日、第1回情報研修委員会予定されておりますので、15時半からですが、よろしく願いいたします。

5月23日に移りまして、農地転用現地調査ということで、前田委員、橋本委員、今度順番になりますので、ご都合を見ていただいて、もし都合悪ければ、事務局のほうにご相談ください。

それから、5月31日は5月の定例総会ということで、また農業振興委員会も総会終了後に開催できればいいかなということで、通知は別途お出ししますけれども、何度も足を運んでいただくというよりは、総会の日にやってしまったほうが合理的かなというように考えております。時間等ちょっとまだわからない部分ありますけれども、一応ご予約いただければと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

主要会務報告については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業改良センターから情報提供をお願いいたします。

小川（松本農業改良普及センター） 日ごろは大変お世話になっております。

普及センターから情報提供させていただければと思います。

別冊で、「松本農業改良普及センター」と左に印鑑を打ってあるものをごらんいただければと思います。

最初の1ページなんですけれども、春の農作業安全運動月間、5月1日から始まります。また、去年は15件の死亡事故、ことしはもう既に5件というようなことで、毎年なかなか死亡事故がなくなるというような状況ですので、また啓発のほどよろしく願いいただければと思います。

2ページにはパンフ等載せさせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

それと、3ページなんですけれども、こちらのほうは4月18日の信毎と市民タイムスの記事をちょっと掲載させていただいたんですけれども、残念ながら、朝日村のほうで劇物を含む農薬が70点ほど盗難があったということで、ちょっと小さな記事だったんですけれども、悪用されてしまう

と非常に大変なことになるような事件ですんで、また裏面には「農薬はきちんと保管していますか？」というようなパンフも載せさせていただいたんですけれども、大変農作業でお忙しい時期にはなるかと思うんですけれども、再度農薬専用の保管庫等の確認をぜひお願いいただければと思います。

それと、5ページなんですけれども、ちょっと午前中は雨降ったんですけれども、なかなか雨が少ないというような状況なんですけれども、春の山火事予防運動を5月11日まで特別強化月間を延長しますというような記事でございます。

それで、6ページのほうをごらんいただければと思うんですけれども、ちょっと関連がございますので、掲載させていただいたんですけれども、農作物の残渣等の適正な処理をお願いいただきたいというようなことで、畦畔や剪定枝等の処分は、できるだけ焼却によらないような方法により行っていただければというようなご通知でございますので、ごらんいただければと思います。

それと、7ページ、8ページなんですけれども、まだまだこれから凍霜害の心配があるんですけれども、このような「このメールをチェックして災害に備えよう！」というようなことで、「チェック！ながの県農業サポートメール」というようなことで、農業災害情報をお手元にお届けできるようなメールマガジンがございますので、できましたらご活用いただければと思います。

それと、9ページ、10ページのほうには生育概況と、10ページのほう、今までの気象表をつけさせていただいています。もう降水量のほう、4月中旬非常に少ない状況があるかと思うんですけれども、また後ほどごらんいただければと思います。

以上ですけれども、よろしく申し上げます。

議 長

どうもありがとうございました。

続きまして、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

清澤補佐。

清澤局長補佐

それでは、5点ほど連絡事項をお願いいたします。

本日の会議資料と一緒に長野農業会議だよりを同封してあります。ぜひご一読いただきたいと思います。

それから、2点目、市役所来庁者駐車場の利用についてですけれども、もうご存じの委員さんも多いと思いますけれども、4月から無人化をしております。駐車券の無料処理については、対応した職員が行うことになっておりますので、会議等で来庁された際には、駐車場に車をおとめになられた場合、駐車券を職員へお渡ししてください。

なお、無料処理をした後、30分経過しますと、料金の加算が始まりますので、30分経過してしまった場合は、また再度無料処理をしていただければ大丈夫ですので、そのようにお願いいたします。

それから、3点目ですけれども、本市では大型連休明けの5月7日火曜日  
から10月14日までを軽装による執務可能な期間として取り組みます。  
委員の皆様も、会議等でお越しになったときには、軽装でご出席いただき  
ますようお願いいたします。

それから、4点目、毎月のお願いで恐縮ですけれども、本日配付しました  
資料ですけれども、欠席されている委員の分は、関係地区の委員の皆さん  
でお持ち帰りいただき、本日の会議結果とあわせておつなぎいただくよう  
にお願いいたします。

なお、書類を持ち帰る際に封筒等が必要な際は、事務局にお声がけをくだ  
さい。

最後に、該当地区の委員さんに事前配付しました農地関係の議案説明用申  
請書類ですけれども、各申請書類はこの後、事務局で回収いたしますので、  
机の上にそのまま置いておいてください。

連絡事項は以上です。

議 長            その他、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いい  
たします。

森田委員、お願いします。

森田推進委員        私のほうのところで、車に農薬がかかったということで、2週間くらいた  
ってから15万円という請求が来たという話が出まして、今、農協を通じ  
て弁護士を立ててやっているようなんですけれども、どこかそのような話  
を他地区でもあったらお聞きしたいと思います、どんなもんですかね。

議 長            今、どうですか。笹賀地区でいわゆるリンゴ畑の中に非農地があったもん  
だから、そこへ太陽光施設をつくったところ、農薬を散布するものだから、  
電力が落ちるとか何とかという問題があって、前の農業委員さんが大変ど  
うなるのかという、心配した事例もあるんですが、承知の上でやっている  
ことだから、そんなもんしょうがないよなんていうふうな意見もあったん  
ですが、それに関して何か情報がありましたら。

[質問、意見なし]

議 長            では、森田委員さんからそんな今の状況の話がございましたので、それぞ  
れの皆様、やはりちょっと注意をして取り組んでいただきたいと思うわけ  
ですが、それでいいですかね。

森田推進委員        はい。

議 長            ありがとうございます。

それでは、初めに申し上げましたように、古沢代理がこのたび市議に当選  
されましたので、その報告をお願いをしたいと思います。

古沢代理。

## 古沢農業委員

定例総会の場をおかりいたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

1月の定例会でご承認をいただきまして、市議選に立候補いたしましたわけですが、委員の皆様のご支援によりまして、無事市議というバッジをつけることができました。この場をおかりいたしまして、心より御礼を申し上げます。

7年間という農業委員としての活動の中で、農家の皆様の姿を目の当たりにして見てまいりました。そして、私も農業者ということで、地面に一番近い者の代表ということで、今度は市議のほうに皆様のお心や要望を伝えてまいれたらいいかなって自分では思っております。

細いパイプみたいな感じですが、努力して、皆様のご意見を少しずつ吸い上げて市政に届けていけるような議員になれたらいいかなと思っております。

皆様も本当に農業者の立場として、今までは私たち委員は、市政がうまく進むように皆様をお願いをしてきた形が多いと思っております。ですが、これからは元気の出る農業、もうかる農業につなげていくには、農業者がこれならやっていけるんだという農業の仕組みづくりが一番大切かと思っておりますので、農業者の皆様のお役に少しでも立てばいいかなって思っております。ぜひ皆様からの様々な意見を頂戴し、またそれからご指導、鞭を飛ばしていただきたいと思っております。

今後、微力ではございますが、努力してまいります。引き続きまして皆様のご支援、ご協力、またご理解をいただきますようここで重ねてお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。この場をおかりして御礼を申し上げます。よろしく願いいたします。（拍手）

## 議長

どうもありがとうございました。

私個人の希望で恐縮ですが、ここで青木委員さんに励ましの言葉をいただければと思うわけでございまして、勝手に決めて申しわけないんですが、よろしく願いします。

## 青木農業委員

何か突然ご指名をいただきまして、どういうわけか一番会長代理に近い席でございますので、振ってこられたと思いますが、ご自身でもう既にお話をしていただきましたので、これは皆さんが思っていることと同じことだろうと思います。

ただ、先日、市議に当選された皆さんを見ていますと、農政に余り詳しくない方も大分いらっしゃるような気がしますので、ぜひひとつ農業委員会を代表して、我々の意見を、先ほどもおっしゃっていましたが、取り上げていただいて、ぜひこの農業委員会そのものも含めて発展できる、市が農政で発展できるように活躍をしていただきたいと思っております。

後ほど、懇親会でお祝いをする機会がありますので、私だけじゃなくて、皆さんでぜひ激励をその場でしていただければよろしいかと思っております。

本日は本当おめでとうございます。（拍手）

古沢農業委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。（拍手）

議長 以上で本日の案件は全て終了いたしました。  
長時間にわたりまして円滑な議事進行にご協力いただきましたこと、本当にありがとうございます。  
議長を退任させていただきます。どうもありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 25番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 26番 \_\_\_\_\_